

議 決

今定例会で次の決議を可決しました。(全文掲載)

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める決議

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。また、共生社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行された。

障害者の自立や社会参加促進のためには、移動手段の確保が必要不可欠であり、鉄道、バスを始めとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものであって、精神障害者を対象とするものは少なく、格差が生じている状況である。

よって、昭島市議会は、この格差の解消を強く望むとともに、東京都議会に対して、精神障害者にも、身体障害者及び知的障害者と同様に、公共交通機関の運賃割引制度を適用できる旨の意見書を国に提出するよう求めるものである。

以上、決議する。

平成31年3月26日

昭島市議会

提出案件と結果

○可決

- ▽平成31年度昭島市一般会計予算
- ▽平成31年度昭島市国民健康保険特別会計予算
- ▽平成31年度昭島市介護保険特別会計予算
- ▽平成31年度昭島市後期高齢者医療特別会計予算
- ▽平成31年度昭島市下水道事業特別会計予算
- ▽平成31年度昭島市中神土地地区画整理事業特別会計予算
- ▽平成31年度昭島市水道事業会計予算
- ▽平成30年度昭島市一般会計補正予算(第5号)
- ▽平成30年度昭島市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ▽平成30年度昭島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- ▽平成30年度昭島市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ▽平成30年度昭島市中神土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- ▽昭島市公共施設整備資金積立基金条例の一部を改正する条例
- ▽昭島市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ▽昭島市消防団条例の一部を改正する条例
- ▽昭島市介護保険高額介護サービス費資金貸付基金条例を廃止する条例

- ▽昭島市介護保険条例の一部を改正する条例
- ▽昭島市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例を廃止する条例
- ▽昭島市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ▽昭島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ▽昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- ▽昭島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例
- ▽市道路線の認定について(西74号)
- ▽一般表彰の被表彰者を定めることについて(3件)
- ▽(議員提出議案)精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める決議

○同意

- ▽昭島市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- ▽昭島市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- ※平成30年度予算の補正状況は4面、決議・人事・表彰はこの面に詳細を掲載。
- ※陳情の審議結果は6面に掲載。

教育長の任命について同意

小林一己教育長の任期満了に伴い、次の方を任命することについて、同意しました。

山下 秀男 氏
(緑町在住)

教育委員会委員の任命について同意

任期満了に伴い、次の方を再任することについて、同意しました。

白川 宗昭 氏
(福島町在住)

一般表彰

次の方を、昭島市表彰条例に基づき一般表彰者として定めることについて、議決しました。

高野 照夫 氏
(田中町在住)
国民健康保険運営協議会委員として、保健福祉の増進に寄与されました。

真山 孝 氏
(美堀町在住)
学校歯科医として、児童・生徒の保健衛生の向上に寄与されました。

真山 優子 氏
(美堀町在住)
学校歯科医として、児童の保健衛生の向上に寄与されました。

第2回定例会の開会予定

第2回定例会における会議の日程は、4月21日に執行された市議会議員選挙で当選した議員による議会体制で決定されるため、6月発行の「あきしま市議会だより」臨時号に掲載する予定です。

インターネット映像配信の一時利用停止について

市議会議員の改選に伴い、本会議のインターネット中継が5月1日から改選後の最初の本会議まで利用できません。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。

これらの行為は全て禁止です!

入学祝い・卒業祝い
病気見舞い
お祭りへの寄附や差し入れ
落成式・開店祝いの花輪
葬式の花輪・供花
秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝いや香典
運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
町会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ
お中元・お歳暮

寄附はNO!

政治家は贈らない!

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず法律で禁止されています。

有権者は求めない!

有権者が政治家に対し寄附を求めることは禁止されています。

東京都選挙管理委員会 パンフレットより